

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年3月11日認可した。

平成28年3月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）池下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）宮高地区